

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局住宅部建設課団地再生グループ （06-6208-8424）
処分課（担当）名	都市整備局住宅部管理課管理グループ
処分の名称	コミュニティの活性化に資する事業を行う団体への市営住宅の使用許可の取消し
概要	地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けた者が、使用許可の条件に違反した場合等には使用許可を取り消すことがあります。なお、使用許可の取り消しを行うときは、使用許可取消書により許可者に通知します。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第9項 市営住宅のコミュニティ活性化事業への活用実施要綱第20条 https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000197474.html
処分基準	使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市営住宅のコミュニティ活性化事業への活用実施要綱第20条に基づき、使用許可を取り消すことがあります。 （1）この要綱の各条項に規定する内容に違反行為があったとき （2）この要綱の各条項に規定する義務を履行しないとき （3）虚偽の届出又は申請があったとき （4）市営住宅及びその周辺の環境を乱し、又は他の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為があったとき （5）市営住宅の修繕、改築、建替え、撤去等のため必要があるとき、その他本市において、使用物件を公用又は公共用のために必要とするとき （6）その他市長が、使用条件を満たさなくなったと認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000535825.html
備考	